

整理番号	34-6	事務事業名	水洗便所改造資金貸付事業	作成部署	水道部下水道課	電話	内線883	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	赤沼 正三	課長職名	笠原 昇	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S49	根拠法令等	下水道法第11条の3、北広島市水洗便所改造資金貸付条例					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	くみ取り便所から水洗便所に改造する資金を貸付けることにより水洗化の普及促進を図るため。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	高い都市機能をもち、活力にあふれるまち	(第5章)
	節	下水道とし尿処理	(第6節)
	施策	維持管理の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	水洗化工事をする家屋の所有者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	水洗化することにより、公衆衛生の向上や快適な生活環境を図るため。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	トイレの水洗化にかかる費用を無利子で融資をしている。
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	一般会計繰入金等	12	5	16	16
	下水道使用料	12	5	16	16
	合 計	24	10	32	32
人件費(概算)	人数(年間)	0.10	0.10	0.10	0.10
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	900	900	900	900
総事業費 +		924	910	932	932

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	貸付件数	0	0	5	5
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	貸付件数	0	0	5	5
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1件貸付当たりコスト	0	0	186	186

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	水洗化トイレの普及が高まったため貸付け件数は減少しているが、新たに貸付対象が生じると件数は増えると予想する。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	水洗化の促進により、快適な生活環境の向上を目指すものであり市が実施すべき事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	水洗化の促進を図るため、無利子貸付けにより負担が軽減されるため適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	水洗化の促進を図るため、市で利子補給の負担は適切である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	現在までの貸付け制度により、水洗化トイレの普及が高まったため、貸付の成果はあまりあがっていない。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	貸付方法は、融資のため効率的である。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	平成17年度に既存住宅区域(西の里)を市街化区域に編入する予定であり、19年度以降下水管を布設する計画である。当区域には約70件の住宅があることから、水洗化を促進するための当事業は継続していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	水洗トイレが一般化している現状から、市が普及促進を図る必要性やニーズが低くなっているが、1次評価のとおり利用の可能性があることから現状のまま継続する。